

関係法令等(抜粋)

横須賀市介護保険条例

(運営協議会)

第21条

市は、介護保険制度の運営その他の介護保険に関する事項を審議するため横須賀市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、委員15名以内をもって組織する。

3 委員は、市民、学識経験者、保健医療福祉関係者のうちから委嘱する。

横須賀市介護保険条例等施行取扱規則

(協議会の所掌事務)

第26条の2

条例第21条に規定する横須賀市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)は次に掲げる事務を所掌する。

(1) 介護保険制度の運営について審議すること。

(2) 次に掲げる事項について意見を述べること。

ア 地域包括支援センターの設置及び運営に関すること。

イ 地域密着型サービス事業者、介護予防地域密着型サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定に関すること。

ウ 指定介護予防支援事業者の運営に関すること。

(3) その他介護保険制度について必要な審議を行うこと。

(協議会の委員の任期)

第27条

協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(協議会の委員長及び副委員長)

第28条

協議会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第29条

協議会の会議は、委員長が招集する。

2 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(協議会の庶務)

第30条

協議会の庶務は、民生局福祉こども部介護保険課において行う。
(協議会の運営)

第 31 条

条例及びこの規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の同意を得て委員長が定める。

介護保険法施行規則

(地域包括支援センターの厚生労働省令で定める基準)

第 140 条の 66 第 1 号ロ及び第 2 号ロ

地域包括支援センターは、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会（指定居宅サービス事業者等又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第一号被保険者若しくは第二号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市町村が適当と認める者により構成されるものをいう。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。

介護保険法

(指定地域密着型サービス事業者の指定)

第 78 条の 2 第 7 項

市町村長は、地域密着型サービス事業者の指定を行おうとするとき又は地域密着型サービス事業者の指定をしないこととするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定)

第 115 条の 12 第 5 項

市町村長は、地域密着型介護予防サービス事業者の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(指定介護予防支援事業者の指定)

第 115 条の 22 第 4 項

市町村長は、介護予防支援事業者の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

全国介護保険・老人保健事業担当課長会議（資料） 平成 17 年 9 月 26 日

地域密着型サービスの運営に関する委員会の設置について

3 運営委員会の役割

運営委員会は、①地域密着型サービスの指定を行い、又は行わないこととしようとするとき、②市町村において地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬を設定しようとするときに、市町村長に対して意見を述べるほか、③地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他市町村長が地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項について、協議する。

横須賀市地域密着型サービス事業等の適正な設置運営に関する指導要領

(運営協議会の意見に対する必要な措置)

第3条

市長は、地域密着型サービス事業者等の指定を行おうとするとき又は指定をしないこととするときは、運営協議会の意見を聴くものとする。

- 5 本市の区域の外に事業所がある地域密着型サービス事業者等の指定又は地域密着型介護サービス費の支給及び地域密着型介護予防サービス費の支給において準用する居宅介護サービス費の支給の規定による指定の更新を行う場合は、前4項の規定は適用しない。この場合において、運営協議会に対して事後の報告を行うものとする。

(他市町村長の指定に必要な同意)

第4条

市長は、他市町村長から区域外地域密着型サービス事業所又は区域外地域密着型介護予防サービス事業所の規定による同意の依頼があったときは、別表第1に定める基準により同意をすることができる。

- 3 市長は、第1項の同意をしたときは、運営協議会に報告するものとする。

(地域密着サービス事業者等の廃止)

第10条

市長は、地域密着型サービス事業者等から廃止の届出を受けたときは、運営協議会に報告するものとする。

厚生労働省課長通知等

地域包括支援センターの設置運営について

(厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知) 平成18年10月18日

一部改正平成25年3月29日

3 市町村の責務 (2) 役割

市町村は、その設置の責任主体として、センターの運営について適切に関与しなければならない。

センターに対する具体的な市町村の関与のあり方については、地域の実情を踏ま

えて市町村において判断されることになる。例えば、センターの体制整備、センターの設置・変更・廃止やセンター業務の法人への委託の可否及び方針の決定、毎年度の事業計画や収支予算、収支決算などセンターの運営に関する事項の確認などについては、センター設置の責任主体として確実に行わなければならない。

その際、市町村が事務局となって設置される地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならない。また、設置の可否やセンターの担当圏域設定などの最終的な決定は、市町村が行うものである。

7 地域包括支援センター運営協議会 (3) 所掌事務

運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(a) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること

- ① センターの担当する圏域の設定
- ② センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定又はセンターの業務の委託先法人の変更
- ③ センターの業務の委託先法人の予防給付に係る事業の実施
- ④ センターが指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定
- ⑤ その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

(b) センターの行う業務に係る方針に関すること

運営協議会は、本通知3(3)により、市町村が示すこととされているセンターが行う業務に係る方針が適切かどうか、市町村に対して意見を述べるものとする。

(c) センターの運営に関すること

- ① 運営協議会は、毎年度、センターより次に掲げる書類の提出を受けるものとする。

ア 当該年度の事業計画書及び収支予算書

イ 前年度の事業報告書及び収支決算書

ウ その他運営協議会が必要と認める書類

- ② 運営協議会は、上記(b)の方針に基づいて、事業が適切に実施されているかどうか、必要な基準を作成した上で、定期的に又は必要な時に、事業内容等を評価するものとする。その際には、①イの事業報告書によるほか、次に掲げる点を勘案するものとする。

ア センターが作成する介護予防サービス計画において、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏っていないか

イ センターにおける介護予防サービス計画の作成の過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘因していないか

ウ 要介護者への指定居宅介護支援事業所の紹介を公正・中立に行っているか

エ 介護予防支援の委託先が、正当な理由なく特定の指定居宅介護支援事業所に偏っていないか

オ 介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託するにあたり、委託先の業務に支障のない範囲で委託しているか

カ 事業計画の進捗状況はどうか

キ 地域連携の仕組みづくりが適切に実施されているか

ク 介護支援専門員への支援が適切に実施されているか

ケ 高齢者虐待対応や権利擁護対応について、市町村と連携して適切な対応が取れているか

コ 市町村はセンターに対して適切な支援を実施しているか

サ その他運営協議会が地域の実情に応じて必要と判断した事項

なお、総合事業を実施する市町村において、要支援者介護予防ケアマネジメント事業を市町村から委託を受けたセンターの設置者が要支援者介護予防ケアマネジメント事業の一部を指定居宅介護支援事業所に委託する場合は、運営協議会において、必要に応じて上記エ、オを参酌して評価することが望ましい

(d) センターの職員の確保に関すること

運営協議会は、センターの職員を確保するため、必要に応じ、運営協議会の構成員や、地域の関係団体等の間での調整を行う。

(e) その他の地域包括ケアに関すること

運営協議会は、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援ネットワークを支える地域の社会的資源の開発その他の地域包括ケアに関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項を行う。